

2012年6月7日

「今後の揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策の在り方について」ならびに今後の揮発性有機化合物排出抑制専門委員会の進め方に関する意見

一般社団法人日本化学工業協会 VOC 検討 SWG 主査 奈良 恒雄
日本製紙連合会顧問 二瓶 啓
石油連盟環境部会長 井上 祥治
一般社団法人日本自動車工業会化学物質管理分科会長 細目 一成

1. 「今後の揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制対策の在り方について」は、第14回本専門委員会(第14回、平成23年6月2日)における「次期揮発性有機化合物(VOC)対策のあり方」報告を踏まえ、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(通知)」(環管大発第050617001号、平成17年6月17日)における「制度の見直しにおいて、事業者の負担軽減について検討する」を履行することが必要です。
2. VOC 排出量削減と光化学オキシダント状況改善との結果から、緊急時の措置(法第23条第1項あるいは第2項)における規制対象の固定発生源たる施設のみに使用制限等を課すことに合理性を欠く場合があります。「当該事態が VOC に起因する場合にあっては」(第13項)とあり、より適切に運用されるよう明示する必要があります。また、インプラントあるいはエンドオブパイプ対策を行っている施設は対象から除外できることも可能とするよう提案致します。
3. 「メタンと同等以下の光化学反応性を有するものとされた物質を除外物質の対象とする」(第2項)とあります。光化学オキシダント状況を改善するためには、物質ごとの光化学反応性によって優先的に取り組む物質を選定し、より効果的に実行する必要があります。また、効率的に実行するために、他の規制などによって取組んでいる物質を除外する必要があると考えます。

4. 場合によっては「災害を防止する観点から、計算によって求めた VOC 濃度をもって測定に代えることができる」(第 10 項)とあります。この場合以外にも、使用する VOC や施設の操業状況等と測定値との関係式が蓄積されており、計算によって VOC 濃度を求めること、また 1 箇所の測定ポイントで補外することも可能とするよう提案致します。
5. 「各企業がこれまでに取り組んできた除去装置の設置や VOC 製品の代替などによって、固定発生源においては VOC 排出量削減が目標以上に 3 年間継続し、結果として我が国における VOC 排出量に占める工場・事業場からの割合が低下した(目標年である 2012 年度より 3 年前の 2009 年度に 3 割以下)」ことが、光化学オキシダント調査検討会報告書(33 頁、平成 24 年 3 月 27 日)に挙げられています。すなわち、工場・事業場以外からの VOC 排出が支配的になりつつあります。大気中の光化学オキシダントの状況の改善が芳しくない中であって、工場及び事業場の事業活動に伴う排出規制を目的とする大気汚染防止法(法第 1 条)に囚われることなく、大気汚染を改善するという本旨に則った対策が必要であります。
6. 「光化学オキシダントとは別な環境改善効果を適切に示す指標について検討を行い、結論を得る」(第 4 次環境基本計画)とあります。大気汚染防止法が制定されて 50 年近く経ち、延長的な規制追加と大気質の実感の間に違和感があります。これを残存させる不合理な政策は、税金浪費や不要な投資を助長し、健全な社会の構築を阻害する場合があります。この適切な指標検討を早期に開始し、早急に結論を得る必要があります。

以上